

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3を第2条の4とし、第2条の2の次に次の1条を加える。

（サイバー局）

第2条の3 生活安全部に、サイバー局を置く。

2 サイバー局においては、条例本則第3号に掲げる事務のうち、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関する事務をつかさどる。

第12条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) DX推進室に関する事。

第16条を次のように改める。

（生活安全部の分課）

第16条 生活安全部に、サイバー局を置くもののほか、次の5課を置く。

生活安全総務課

人身安全対策課

少年課

保安課

生活経済課

2 サイバー局に、次の2課を置く。

サイバー対策課

サイバー捜査課

第17条の2第1号中「行方不明事案」の次に「、児童虐待事案」を加え、「企画、調整及び指導」を「企画及び調整」に改め、同条中第2号から第7号までを削り、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 人身安全対策室に関する事。

第18条第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 非行少年に係る事案の捜査及び調査に関すること。
- (3) 少年の福祉を害する犯罪の捜査に関すること。
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定する犯罪の取締りに関すること。
- (5) 少年サポートセンターに関すること。

第18条の2を削る。

第20条の2を次のように改める。

（サイバー対策課）

第20条の2 サイバー対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- (3) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。
- (4) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の対処に関する人材育成及び教養に関すること。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（サイバー捜査課）

第20条の3 サイバー捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯のうち、高度な情報技術を利用する犯罪の捜査（サイバー特別捜査隊の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に規定する援助及び犯罪の取締りに関すること。
- (3) サイバー特別捜査隊に関すること。

第29条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第50条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 警衛警護室に関すること。

第57条の6を削り、第57条の5を第57条の6とし、第57条の2から第57条の4までを1条ずつ繰り下げ、第57条の次に次の1条を加える。

(DX推進室)

第57条の2 警務課に、DX推進室を附置する。

2 DX推進室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察運営一般のデジタル化推進に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 先端技術の調査及び研究に関すること。

第57条の7第2項第3号中「児童虐待対策室」を「人身安全対策室」に改め、同条を第57条の8とし、第57条の6の次に次の1条を加える。

(人身安全対策室)

第57条の7 人身安全対策課に、人身安全対策室を附置する。

2 人身安全対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童虐待事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案等の人身の安全に関わる事案に係る調査及び指導に関すること。
- (2) ストーカー行為等の取締り、防止等に関すること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する事務及び犯罪の取締りに関すること。
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定する援助に関すること。
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する援助に関すること。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する援助に関すること。
- (7) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）に規定する犯罪の取締りに関すること。
- (8) 行方不明者発見活動に関すること。

第57条の8の次に次の1条を加える。

(サイバー特別捜査隊)

第57条の9 サイバー捜査課に、サイバー特別捜査隊を附置する。

2 サイバー特別捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯のうち、特に高度な情報技術を利用する犯罪の捜査に関すること。
- (2) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の捜査の支援に関すること。
- (3) 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。
- (4) 特命による生活安全部の所掌に係る犯罪の捜査に関すること。

第63条の2を第63条の3とし、第63条の次に次の1条を加える。

(警衛警護室)

第63条の2 警備課に、警衛警護室を附置する。

2 警衛警護室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警衛に関すること。
- (2) 警護に関すること。

第66条の3を第66条の4とし、第66条の2を第66条の3とし、第66条の次に次の1条を加える。

(サイバー局長)

第66条の2 生活安全部に、サイバー局長を置く。

2 サイバー局長は、警視正又は警視の階級にある警察官をもってあてる。

3 サイバー局長は、上司の命を受け、サイバー局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第86条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。